

すべての在宅高齢者等が訪問看護 I – 5 のサービスを 継続して受給できることを求める署名

【署名の趣旨】

令和 3 年度介護報酬改定に向けての議論のうち、訪問看護ステーションにおいては、一部の事業所でリハビリテーション専門職の配置割合が高いことが俎上に載せられ、看護職員の配置割合を 6 割とする方針が示されている。

この制度改正により、介護保険利用者だけでも約 8 万人の方がサービスを受けることができなくなり、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は約 5 千人が雇用を失うと見込んでいる。

関係各位にあっては、在宅高齢者等が訪問看護及び訪問看護 I – 5 のサービス需給が継続して行われるよう、以下のことに配慮することを求める。

【要望内容】

1. すべての在宅高齢者等が訪問看護ステーションからのサービスを継続して受給できる体制とすること
2. 特に経営的視点から中山間部や島嶼の在宅高齢者等が排除されない訪問システムとすること
3. 人員配置を比率で決めるような拙速は避けること
4. 訪問看護ステーションの運営等に本質的かつ継続的な問題があるのであれば、厚生労働省による指導監督を十分に行うこと

	氏 名	年 齡	住 所		※住所は都道府県からご記入ください。「同上」は無効になります
			都 道	市 区	
1		歳	府 縦	町 村	
2		歳	都 道	市 区	
3		歳	府 縦	町 村	
4		歳	都 道	市 区	
5		歳	府 縦	町 村	
6		歳	都 道	市 区	
7		歳	府 縦	町 村	
8		歳	都 道	市 区	
9		歳	府 縦	町 村	
10		歳	都 道	市 区	
			府 縦	町 村	

本署名に記載され、または本件に関し取得した氏名・住所等の個人情報については、本署名の目的に必要な範囲でのみ利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

【お問い合わせ先】 公益社団法人日本理学療法士協会 職能課
担当：佐々木、戸塚、村松 TEL：03-6721-0224（職能直通）
第1次締切 11月30日（月） 第2次締切 12月6日（月）

署名郵送先：

〒106-0032 東京都港区六本木7丁目11番10号

(公社) 日本理学療法士協会 職能課 宛

署名の注意点

署名の方法には、署名用紙での署名と、インターネット署名がございます。インターネット署名につきましては、郵送費がかからず、集計も容易で、感染リスクも低いなどの利点がありますが、その署名としての有効性につきましては、提出先の判断により様々となっております。今回は、最も重要な声である利用者様とご家族様の署名は署名用紙で行い、医療専門職や一般国民の皆様につきましては、コロナ禍の状況も踏まえてインターネット署名で行うことに致しました。署名用紙の郵送費等につきましては、ご協力をいただく皆様にご負担をおかけしまして大変恐縮ではございますが、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

期　　日：第1次締切り　11月30日（月）

第2次締切り　12月6日（日）

※ 第2次は予備締切のため出来る限り11月30日までのご提出にご協力のほどよろしくお願い致します

■インターネット署名■

医療専門職、一般国民の皆様のお声はインターネット署名のみで募ります。総署名数の発表に際しては、インターネット署名と、署名用紙署名の両方を合算します。

インターネット署名入力フォーム

URL : <https://questant.jp/q/shomei>

QRコード



■署名用紙での署名■

利用者様・家族様のお声は署名用紙での署名のみで募ります。署名用紙をダウンロードして、署名を集めさせていただく際には、以下の点に留意してください。

1. 返信していただく際には、FAXではなく、郵便や宅配便などでお願いします。国会へ提出する署名は、自筆の原本であることが必要なためです。

署名郵送先：〒106-0032 東京都港区六本木7丁目11番10号
(公社)日本理学療法士協会 職能課 宛

2. 同じご家族様であっても、苗字は全員ご記載ください。苗字無記名や「“」は無効になります。
3. 住所は都道府県からご記入ください。「同上」や「“」は無効になります。